

新型コロナウイルス感染症に関連する古賀市内の事業者への主な支援一覧

令和2年8月1日時点

	制度名称	主な対象者や支援内容	管轄	申請期間	問い合わせ先
給付	営業自粛などで売上が減少し事業の継続が苦しい	持続化給付金 売上が前年同月比50%以上減少した中堅・中小法人、個人事業者に給付金を支給 【上限額】法人：200万円、個人：100万円	国	R2.5.1～R3.1.15	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570
		古賀市中小企業等応援金 売上が前年同月比30%以上減少した中小法人、個人事業者（市内に主たる事業所等を有すること）に応援金を支給 【支給額】50%以上減少：20万円、30%以上50%未満減少：10万円	市	R2.6.18～R3.2.26	【臨時の専用窓口】 事業者緊急支援窓口 ☎092-692-1099
	古賀市で事業を始めたい	古賀市創業者応援金 令和2年4月～令和3年2月に古賀市内で創業し、古賀市商工会の創業支援を受けている事業者に応援金を支給 【支給額】20万円	市	R2.6.18～R3.2.26	【上記窓口の閉鎖後】 商工政策課 ☎092-942-1176
	売上が減少し店舗などの家賃・地代の支払いが苦しい	家賃支援給付金 売上が前年同月比50%以上減少または連続3か月30%以上減少した中堅・中小法人、個人事業者に地代・家賃の負担軽減をするための給付金（最大6か月分）を支給 【上限額】法人：600万円、個人：300万円	国	R2.7.14～R3.1.15	家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930
		福岡県家賃軽減支援金 国の「家賃支援給付金」給付対象者（確定申告の納税地が福岡県内であること）に、県が支援金を上乗せして支給 【上限額】法人：60万円、個人：30万円	県	R2.7.27～R3.2.28	「福岡県家賃軽減支援金」に関する相談コールセンター ☎0570-010833
補助・助成	一時休業などで手当などを支給した	雇用調整助成金 一時休業などで労働者の雇用維持を図った事業者（売上高の減少要件等あり）に、休業手当などの一部を助成 【助成率】最大10/10（1人当たり日額15,000円上限）	国	R2.4.1～R2.9.30	福岡助成金センター雇用調整助成金分室 ☎092-402-0537
	従業員が小学校などの休校で休業した	小学校休業等対応助成金支援金 新型コロナウイルス感染症対応での臨時休校等により、小学校等に通う子どもの保護者である労働者に対し有給休暇を取得させた事業者に資金を助成 【助成額】1日当たり15,000円上限、フリーランスの人は1日当たり7,500円（定額）	国	R2.3.18～R2.12.28	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
	新型コロナの影響を乗り越えるための販路開拓等に取り組みたい	小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型） 新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために、具体的な対策（A：サプライチェーンの毀損への対応、B：非対面型ビジネスモデルへの転換、C：テレワーク環境の整備）に取り組む小規模事業者等が経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓等に取り組む費用を補助 【補助率】A：対象経費の2/3以内（上限100万円） B・C：対象経費の3/4以内（上限100万円）	国	R2.4.28～R2.10.2	福岡県商工会連合会 ☎092-622-7708 古賀市商工会 ☎092-942-4061
	新型コロナ感染予防に伴う経営革新にチャレンジしたい	経営革新実行支援補助金（感染防止対策） 経営革新計画を策定し、業種別ガイドラインに基づいた感染防止対策を行う県内の中小企業等（売上が前年同月比15%以上減少等の要件あり）を支援 【補助率】対象経費の3/4以内（上限50万円）	県	R2.5.7～予算額に達するまで	福岡県新事業支援課 ☎092-643-3449
	貸付	資金繰りのため融資を受けたい	福岡県制度融資 市町村にて、セーフティネット保証4号（前年比20%以上売上減）、危機関連保証（前年比15%以上売上減）、セーフティネット保証5号（前年比5%以上売上減）の認定を受けた、中小法人・個人事業者への融資 ①【新型コロナウイルス感染症対応資金】 融資限度額4000万円、融資期間10年以内（据置5年以内）、融資利率3年間実質無利子、保証料0% ②【緊急経済対策資金】 融資限度額1億円、融資期間10年以内（据置2年以内）、融資利率1.3%、保証料率0%（0.7%）	県	① R2.5.1～R2.12.31 ② 受付中（終了日未定）
		政府系金融機関融資 最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少などの要件を満たした事業者への、3年間実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」など	金商融工公庫金	受付中（終了日未定）	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505 商工中金 ☎0120-542-711
猶予・減免等	売上が減少し納税が難しい	徴収の猶予 一時的に納税ができない場合、納税を猶予する制度。今年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が前年同月比20%以上減少した場合は、担保不要・延滞金なしの特例制度あり	国・県・市	納期限まで	国税：香椎税務署 ☎092-661-1031 県税：東福岡県税事務所 ☎092-641-0201 市税：収納管理課 ☎092-942-1124
	売上が減少し国民健康保険税の支払いが難しい	国民健康保険税の減免 世帯主の事業収入等が前年比30%以上減少する見込みがあること等の条件で、一部免除から全額免除を行う制度（平成31年度第8期から令和2年度第8期の国民健康保険税）	市	受付中（終了日未定）	市民国保課国保係 ☎092-942-1193
	売上が減少した固定資産税納税義務者	固定資産税の軽減 令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間における売上高を前年の同期間と比較し、減少割合に応じ、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税を軽減（市への申請前に認定経営革新等支援機関の確認が必要） ・50%以上減：全額軽減 ・30%以上50%未満減：1/2軽減	市	R3.1.4～R3.2.1	市税課資産税係 ☎092-942-1125 ※認定経営革新等支援機関については中小企業庁固定資産税等の軽減相談窓口 ☎0570-077322

※作成時点の概要ですので、各制度の詳細を確認して手続きしてください。